

私的録音・録画補償金制度の見直しについて

2007年7月17日 第2回【c2c:はじめの一步】資料

実演家著作隣接権センター・CPRA



1. 制度の成り立ち



1977(昭和52)年に、芸団協、JASRAC及び日本レコード協会が、30条の見直しを求める要望書を提出。

著作権審議会等での十数年の検討を経て、1992(平成4)年に「私的録音録画補償金制度」を導入。

複製技術の拡散と金銭による調整

権利制限の基準 「三段階テスト(3 Step Test)」
(ベルヌ条約、TRIPs協定、WCT、WPPT)

同基準を超える事態の出現 複製機器と記録媒体の普及が権利者の利益状態に与える影響

金銭による調整 補償金制度の導入・見直し

2. 主要各国の制度の概要



	創設時期	対象品目	決定方法	補償金額の 算定	支払義務者
ドイツ	1965年	録音・録画機器 及び記録媒体	権利者・製造業者 間の協議(裁判に なる例も)	定額制	製造業者及び 輸入業者
フランス	1985年	録音・録画記録 媒体	国、権利者、製造 業者及び消費者 からなる委員会	定額制	製造業者及び 輸入業者
オランダ	1990年	録音・録画記録 媒体	権利者及び製造 業者からなる機関	定額制	製造業者及び 輸入業者
アメリカ	1992年	デジタル方式の 録音機器及び記 録媒体	権利者・製造業者 間の協議(裁判に なる例も)	定率制	製造業者及び 輸入業者
日本	1992年	デジタル方式の 録音・録画機器 及び記録媒体	政令指定	定率制	私的録音録画 を行なう者

3. 日本と諸外国との制度の主な違い



支払義務者

日本では、私的録音録画を行なう者(製造業者等は協力義務者)。欧米では、機器や記録媒体の製造業者及び輸入業者。

対象品目の決定方法

日本では、政令指定制度。欧米では、当事者間の協議(裁判になる例もある)のほか、権利者及び製造業者等からなる機関により決定される。

補償金額の算定

日本やアメリカでは、定率制を採用。ドイツやフランスなど欧州の国では、定額制を採用している。

4. 主要各国の補償金制度のボリューム



諸外国の制度との比較(2004～2005)

	人口(人)	GDP(IFPI統計より算出:円)	人口当りGDP(円)	補償金額(円)*1	人口当り補償金額(円)	支払義務者*1
日本	127,300,000	554,518,800,000,000	4,356,000	3,602,000,000	28	機器・媒体の購入者
ドイツ	82,400,000	320,667,840,000,000	3,891,600	23,139,000,000	281	製造業者・輸入事業者
フランス	60,400,000	238,393,968,000,000	3,946,920	24,460,000,000	405	製造業者・輸入事業者
スペイン	40,300,000	115,773,840,000,000	2,872,800	9,255,000,000	230	製造業者・輸入事業者
オランダ	16,300,000	68,147,040,000,000	4,180,800	4,226,000,000	259	製造業者・輸入事業者

IFPI発行「THE RECORDING INDUSTRY IN NUMBERS 2005」より引用、

*1 私的録画補償金管理協会発表資料より引用(日本、スペイン、オランダは2005、ドイツ、フランスは2004)

GDPにおいても、人口当たりのGDPにおいても、わが国が大きく他を引き離しているにも拘わらず、補償金の負担が最小。

支払義務者を機器・媒体の購入者としているのは日本のみであり、他の国々は、機器もしくは媒体の製造業者・輸入事業者としている。

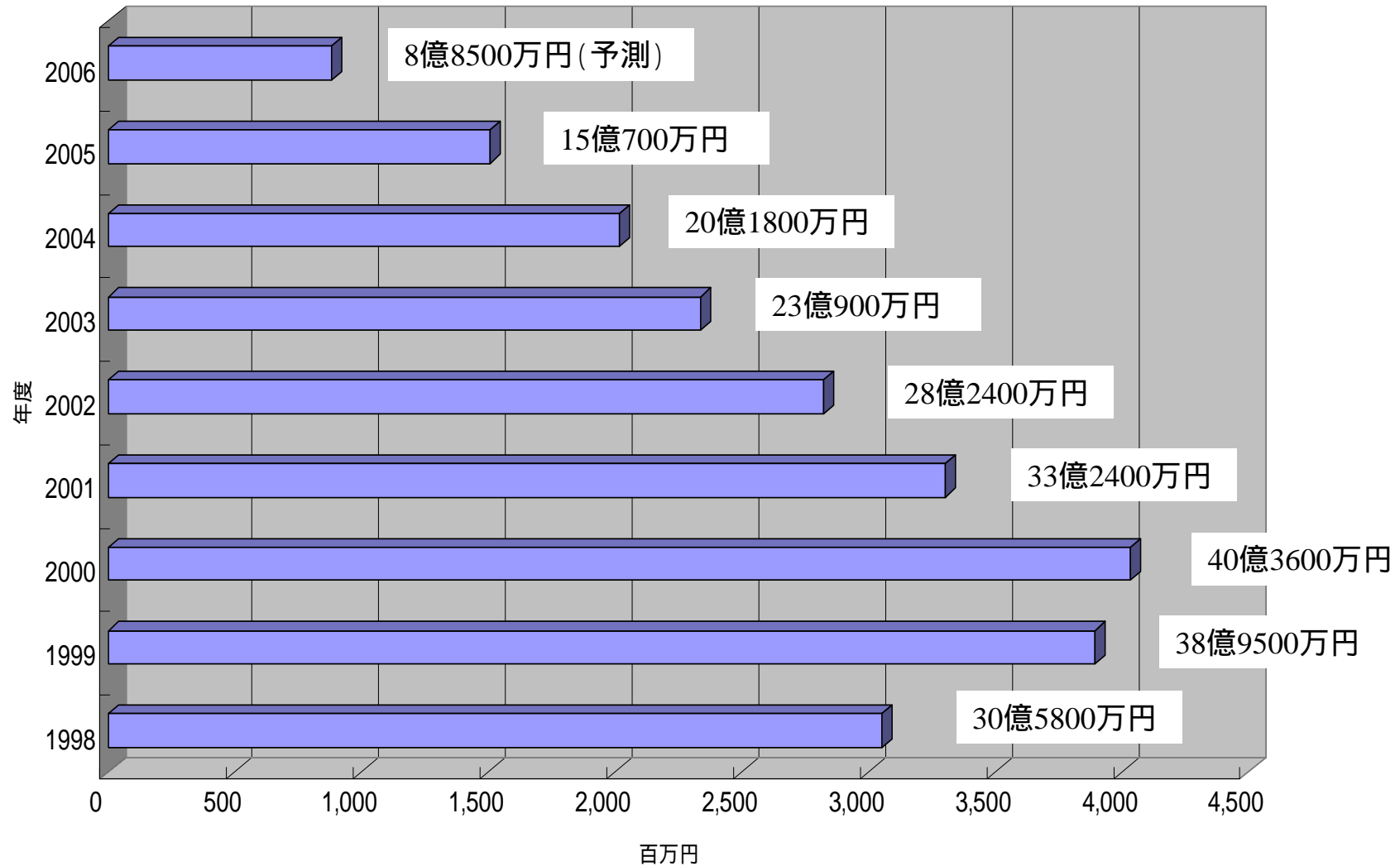
わが国のメーカーは世界の中でも有力なプレーヤー。日本の権利者にも是非利益を還元していただきたい。経済的な成熟度合いに比べて、あまりにも「コンテンツ」が軽視されているのではないか？

5. わが国の補償金額の推移



補償金額

sarah発表資料



6. 補償金が減少する理由



補償金の金額が「定率制」によって決まること

補償金の金額が、機器やメディアの価格に対する「定率」で算出されているため、機器やメディアが普及して価格が下がると補償金の金額も減ってしまうこと

補償金の対象となる機器やメディアが限られていること

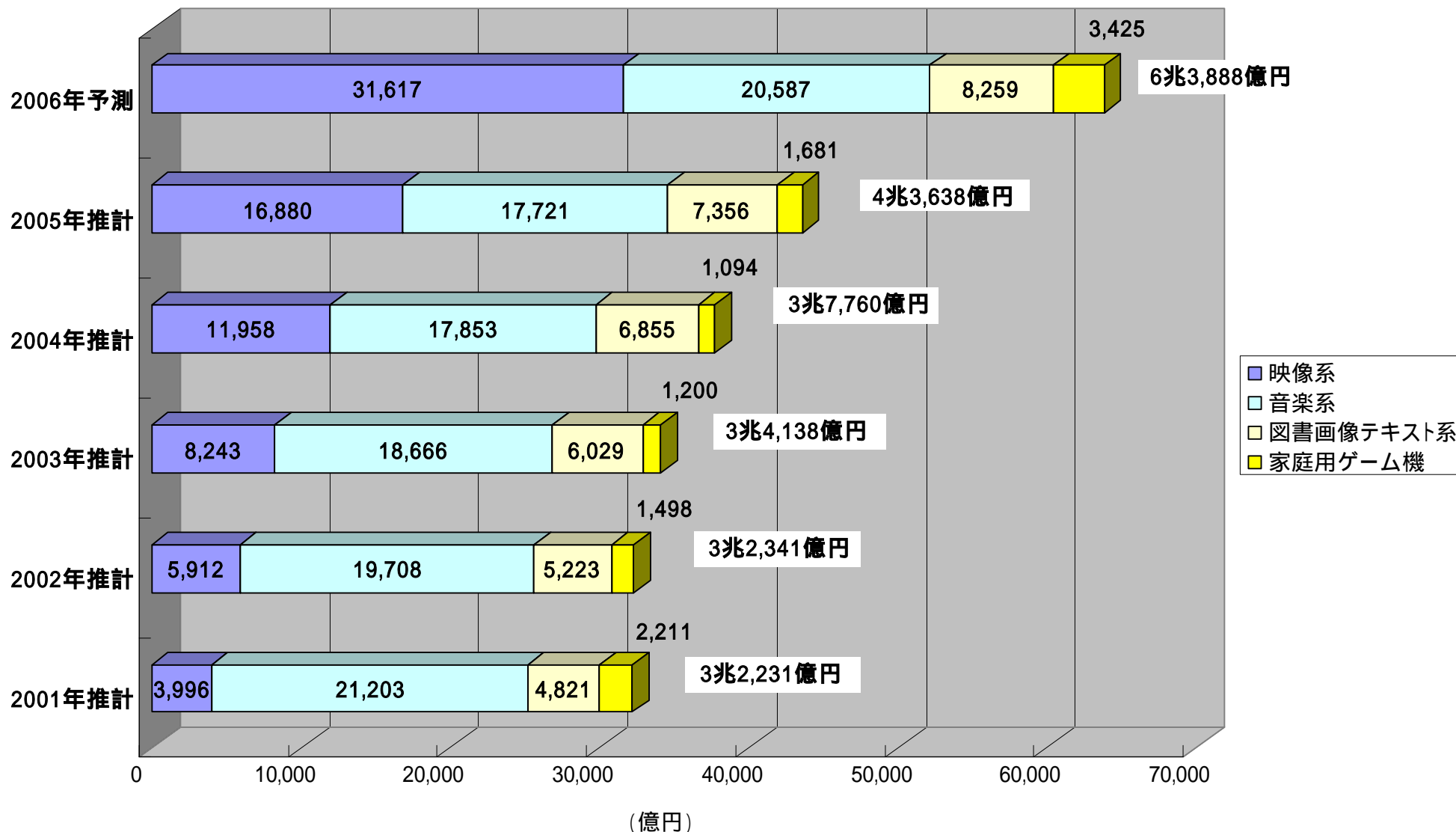
現状補償金の対象となっているのは、MDなどの録音専用の機器やメディアに限定されている。今音楽のコピーに使われるのは、なにもMDに関連する機械やメディアばかりではなく、パソコンや携帯プレーヤーなども盛んに使われるようになってきているが、今の制度がこうした新しい機械を対象にすることが出来ないために、私的なコピーは増え続けているのに、一方で補償金が下がり続けるということがおこり続けている。

7. デジタルコンテンツ関連プロダクト市場規模



プロダクト市場規模

【参考文献】デジタルコンテンツ協会「コンテンツ産業の現状と将来」、デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2006」、内閣府「平成17年度国民経済計算確報及び平成8～15年度遡及改訂結果」





コンサート:

出演 Breath By Breath、スターダストレビュー、坂本美雨

パネルディスカッション:

参加 中村伊知哉、藤原 浩、向谷 実、椎名和夫、津田大介

音楽の私的なコピーは、音楽を楽しむ文化をはぐくむ上で欠かせないものであること。

音楽の私的なコピーは、クリエイターとエンドユーザーを結ぶ【絆】であること。

クリエイターは、エンドユーザーとのそうした【絆】を失いたくないと思っていること。

補償金制度は権利者のためだけにあるわけではなく、音楽を楽しむ環境を守るために、今危機に瀕している補償金制度を根本的から見直して、きちんと機能させる必要がある。

私的録音録画小委員会名簿(2006年度)

荒巻 優之 日本放送協会
井田 倫明 社団法人日本記録メディア工業会
大淵 哲也 東京大学教授
華頂 尚隆 社団法人日本映画製作者連盟
亀井 正博 社団法人電子情報技術産業協会
小泉 直樹 慶応義塾大学教授
河野 智子 社団法人電子情報技術産業協会
小六禮次郎 日本音楽作家団体協議会
佐野真理子 主婦連合会
椎名 和夫 実演家著作隣接権センター
津田 大介 IT・音楽ジャーナリスト
土肥 一史 一橋大学教授
苗村 憲司 情報セキュリティ大学院大学
中山 信弘 東京大学教授
生野 秀年 社団法人日本レコード協会
松田 政行 青山学院大学
森 忠久 社団法人日本民間放送連盟
森田 宏樹 東京大学教授

【日程】

第1回 4月6日、第2回 5月17日、第3回 6月28日
第4回 7月27日、第5回 9月21日、第6回 10月17日
第7回 11月15日、第8回 12月20日

【議事】

私的録音録画補償金制度の見直しについて
私的録音をめぐる実情の変化等について
私的録画をめぐる実情の変化等について
ビジネスモデルと技術的保護手段の現状について
今後検討すべき事項に関する論点の整理について
映像配信事業におけるビジネスモデルと技術的保護
手段の現状について
文化審議会著作権分科会法制問題小委員会報告書
(案)(私的複製及び契約利用ワーキングチームにおけ
る検討結果)について
海外調査結果報告 国内実態調査結果報告
法制問題小委員会の審議状況の報告
海外調査報告
課題に関する検討について

私的録音録画小委員会名簿

石井 亮平	日本放送協会
井田 倫明	社団法人日本記録メディア工業会
大寺 廣幸	社団法人日本民間放送連盟
大淵 哲也	東京大学教授
華頂 尚隆	社団法人日本映画制作者連盟
亀井 正博	社団法人電子情報技術産業協会
河村真紀子	主婦連合会
小泉 直樹	慶応義塾大学
河野 智子	社団法人電子情報技術産業協会
小六禮次郎	日本音楽作家団体協議会
椎名 和夫	実演家著作隣接権センター
津田 大介	IT・音楽ジャーナリスト
筒井 健夫	法務省民事局
土肥 一史	一橋大学教授
苗村 憲司	駒沢大学教授
中山 信弘	東京大学教授
野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所
生野 秀年	社団法人日本レコード協会
松田 政行	青山学院大学教授
森田 宏樹	東京大学教授

【日程】

第1回 3月27日、第2回 4月16日、第3回 5月10日
第4回 5月31日、第5回 6月15日、第6回 6月27日
第7回 7月11日、

【議事】

私的録音録画補償金にかかる経緯について
私的録音録画問題に関する検討の進め方について
ファイル交換実態調査報告等
制度の枠組みについて
レンタル業界からのヒアリング
制度の枠組みについて
その他
制度の枠組みについて
その他
制度の枠組みについて
その他

私的録音録画が権利者に与える利点との関係について

複製が増えると経済的損失が増えるということは、逆に考えると、複製がなければ売上げが上がるという関係のはずである。しかし、権利者側は録音録画を禁止するつもりはないと主張するし、録音録画禁止による商品の売り上げ増についても明確な説明ができないと言う。実際、権利者は録音録画を禁止していない商品(例えば音楽CD等)を市場に提供しているが、これは、私的録音録画によって利益(試聴効果や音楽・映像等の普及による販売促進、音楽・映画等のファン層の拡大)が得られると考えているからではないか。そうであれば、私的録音録画によって損失があるという理由で補償が必要だというのは矛盾ではないか？

補償金制度の中で一定の自由度が確保されることが、権利者にも、消費者にも、メーカーにも利点をもたらすという前提で話をしている。

権利者は、補償機能が十分にはたっていないことを問題にしており、私的録音録画が権利者に与える利点は、それを補うようなものではない。

仮に録音録画を禁止した場合、売上げが増えるかどうかは別にして、補償の必要性がなくなることは自明だが、それによって、権利者だけでなく、消費者、メーカー、そして社会や文化全体が、それぞれこの制度からの恩恵を失ってしまうことの不利益の方が大きいのではないか？

購入した商品からの私的録音録画について

商品の購入者が自分で視聴するために、プレイスシフトや好きな曲を編集するために私的録音録画することはよく行われているが、そのような目的のために複製する回数が増えることが、権利者側が被る不利益とどう関係があるのか。

タイムシフトやプレイスシフトなど、権利者に不利益をもたらさない複製態様があるのではないかの指摘もあるが、現実には、そうした部分とそうではない部分の境界が常に流動的であって、むしろそうではない部分が相当量混在して行われることが実態であり、私的領域にまで立ち入ってそれを識別できるようなエンフォースメントが技術的にも法的にも存在しないことから、これらを包括して補償する形の制度になる。

私的な領域で権利者の権利が制限されていることに由来して生ずる利益については、消費者、メーカーの別を問わず、その利益がある程度権利者に還元されるべきものであり、よって、この部分はただだとか、この部分は有料だとかの話にはならない。

14. 私的録音録画に関する制度設計について



1 前提条件の整理

- (1) 第30条の範囲の縮小
- (2) 著作権保護技術と補償の必要性との関係

2 私的録音録画補償金制度の基本的なあり方

- (1) 制度設計の大枠
- (2) 録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計について

対象機器・記録媒体の範囲について

- ア 現行制度について
- イ 現行制度の対象機器・記録媒体と機器の分類
- ウ 改善すべき課題と対応策

対象機器・記録媒体の決定方法について

- ア 現行制度
- イ 現行制度(政令指定方式)の問題点
- ウ 改善すべき課題と対応策

補償金の支払い義務者について

- ア 現行制度
- イ 現行制度の問題点
- ウ 改善すべき課題と対応策

補償金の額の決定方法について

- ア 現行制度
- イ 現行制度の問題点
- ウ 対応策

補償金管理協会について

- ア 現行制度
- イ 現行制度の問題点
- ウ 対応策

共通目的事業のあり方について

- ア 現行制度
- イ 現行制度の問題点
- ウ 対応策

補償金制度の広報のあり方について

その他

(3) 録音源・録画源の提供という行為に着目した制度設計

制度の概要

- ア 補償金の支払い義務者について
 - イ 補償金額の徴収及び決定方法について
 - ウ 補償金管理協会・共通目的事業等について
- ### 制度上の課題と対応策

- ア 考え方
- イ 改善点と問題点

3 私的録音録画補償金制度以外の方法について

補償金制度は、私たち権利者のためだけにある制度ではなく、ユーザーの利益、メーカー等の利益、それと権利者の利益のそれぞれの間を調整する重要な役割を持っている。

権利者は、必ずしも私的なコピーが規制されることだけを望んでいるのではなく、今回のコピーワンスの緩和に権利者が同意したことはその証明。

ユーザーも、メーカーも、権利者も、すべてがWIN-WIN-WINとなるような補償金制度にむけて、その再構築にご理解をいただきたい。